

2006年1月12日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療に関することに係るコンピュータ処理について及びコンピュータ結合について(答申)

2005年12月16日付けで諮問(第167号)された老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療に関することに係るコンピュータ処理について及びコンピュータ結合について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。
- (2) 条例第19条第2項の規定によるコンピュータ結合をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性及びコンピュータ結合をする必要性についての合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、保険医療機関等からの老人保健医療費に関する審査及び支払事務を神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託し、受給者の資格内容等の情報を磁気媒体(MT)で国保連に提供し、国保連では医療機関から請求されたレセプト情報と、本市から提供を受けた情報等を突合した結果を老人保健ネットワークシステム(以下「ネットワークシステム」という。)により配信し、本市が受信することに関するコンピュータ処理及びコンピュー

タ結合をすることについて、2004年5月10日付けで藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、同年5月27日付けで必要を認めるとの答申を得たものである。

国保連から2005年9月7日付けで市町村に対し、療養費データ（磁気媒体）ファイルレイアウトの変更及び新システムによる送受信の変更についての通知があり、送受信の変更については老人保健医療費のうち療養費（補装具、マッサージ、はり・灸等）に関する情報で、審査のみを国保連に委託し、支払を本市で行ったものについて、現在毎月データを磁気媒体（FD）で国保連に送付しているものを、ネットワークシステムにより送信することになるものである。

今回、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問する項目として、磁気媒体で送付していた情報をネットワークシステムにより送信することに伴い、フレッツ網回線を使用し双方向での情報通信を行うことになることから、2004年5月10日付けで諮問した内容と変更が生じ、また条例の改正に伴い登録事務の名称を変更したことにより、コンピュータ処理及びコンピュータ結合について諮問するに至ったものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理する個人情報

被保険者証番号、老健受給者番号

イ コンピュータ処理をする必要性

国保連では専用回線で送受信するネットワークシステムを構築し、各市町村に対し老人保健給付記録や老人保健高額医療費支給台帳等の老人保健医療に関する情報を当該システムにより配信を行っており、これまで市町村から磁気媒体（FD）で送付していた療養費に関する情報を、当該ネットワークシステムでの送受信に変更したいとの通知があり、郵便の誤配送やFDの破損等の可能性があることや、使用するネットワークシステムの信頼性が高く、同システムの端末からフレッツ網回線で送受信することにより事務の効率化及び安全性が確保されることからコンピュータ処理をする必要がある。

(3) コンピュータ結合をする必要性

ネットワークシステムの端末を使用し、国保連に療養費に関するデータを送信することにより、国保連ではレセプト情報と突合し、その結果を高額医療費に関するデータとして市町村に配信することになることから、双方の事務の効率化を図ることとなり、コンピュータ結合をする必要がある。

(4) 安全対策について

ア 藤沢市個人情報の保護に関する条例第16条及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第26条の規定に基づき、国保連に対し必要な措置を義務づけ、実施状況の確認を行うなど個人情報保護について安全対策を講じる。

イ 国保連では、神奈川県国民健康保険団体連合会老人保健医療事務電算共同処理業務規則第5条により守秘義務を規定し、神奈川県国民健康保険団体連合会電子計算機処理データ保護管理規則によりデータの保護及び適正な管理を行う。

ウ ネットワークシステムは、フレッツ網専用回線によりセキュリティを確保し、他市町村及び外部との接続ができない仕組みとなっている。

エ ネットワークシステム用端末機については、ワイヤーロープにより固定し盗難を防止し、端末機の利用者は担当者に限定しパスワード管理を行い、また端末機にはデータが保存されず、退庁時には鍵付キャビネットに端末機を保管し適正な管理に努める。

(5) 実施時期について

2006年2月頃実施予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)及び(2)の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

ア 実施機関からの説明によると、国保連は県下市町村とフレッツ網による専用回線を使用したネットワークシステムを構築し、各市町村が磁気媒体により送付する老人保健法による老人保健受給者の資格内容等に関する情報を入力し、医療機関等からのレセプト情報と突合し審査した結果について、当該ネットワークシステムにより市町村に配信している。

イ 国保連から市町村が磁気媒体により送付する老人保健法による老人保健医療費給付事務に係る医療費のうち、療養費に関する情報を当該ネットワークシステムにより送信する方法に変更する旨の事務連絡が2005年9月7日付通知により、実施機関になされた。

ウ 国保連から実施機関に対し当該ネットワークシステム端末機を通して、老人保健医療に係る審査及び支払事務に関するデータが配信されており、実施機関が当該ネットワークシステムを使用し療養費に関する情報を国保連に送信することは、事務の効率化が図られることから、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

(2) コンピュータ結合をする必要性について

ア 国保連から老人医療の審査及び支払事務に関する情報が実施機関に配信され、実施機関では受信した情報の修正等のデータを当該ネットワークシステムにより送信しており、療養費に関する情報を当該ネットワークシステムにより国保連に送信することは合理的であり、事務の効率化が図られることからコンピュータ結合する必要性は認められる。

イ 安全対策について

本業務の処理に当たっては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上